

山梨県公報

第千三百四十五号

平成十四年

十二月十九日

木曜日

目次

土地改良事業施行認可申請の適当決定	六六七
公告	
国土調査の成果の認証	六六七
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六六七
土地改良区役員の退任及び就任	六六八
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	六六八
遊技機の型式の検定	六七三

告示

山梨県告示第五百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、須玉町長から協議のあった土地改良事業(若神子新町地区水田活性化小土地改良事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十四年十二月十九日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十四年十二月二十日から平成十五年一月二十七日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申出期間

山梨県公報 第千三百四十五号

平成十四年十二月十九日

平成十五年一月二十八日から同年二月十一日まで

公告

国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十四年十二月十九日

山梨県知事 天野 建

一 調査を行った者の名称
都留市

二 調査を行った時期
平成十三年七月二十三日から平成十四年三月十五日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
都留市小形山の一部地区

五 認証年月日
平成十四年十二月九日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十二月十九日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町西花輪字阿原前二六九八、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇の一、二七〇〇の二、二七一九の一、二七二〇の四、二七二〇の五、二七二〇の六、二七二一の一及び二七二二の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市国母四丁目二番四号 山梨青果荷受株式会社 取締役社長 遠藤政志

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大石土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十四年十二月十九日

一 退任 山梨県知事 天野 建

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	梶原 正計	南都留郡河口湖町大石五一番地	平成十三年三月三十一日
同	鎌倉 強正	一〇九八番地	同
同	霜村 金丸	一〇九五番地	同
同	梶原 洋介	七九七番地	同
同	貴家 直樹	一一八番地	同
同	天野 時雄	二八五番地	同
同	堀内 安信	七三六番地	同
同	三浦 朝男	二五七番地	同
同	渡辺 和夫	一八五番地	同
同	堀内 武光	三二八番地	同
監事	渡辺 明	三三三番地	同
同	堀内 今芳	二四四八番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	鎌倉 強正	南都留郡河口湖町大石一〇九八番地	平成十三年四月一日
同	堀内 今芳	二四四八番地	同
同	天野 敏明	八一八番地	同
同	中里 達美	九六二番地	同
同	堀内 一良	一八一番地	同
同	堀内 敏治	一六九番地	同
同	天野 時雄	二八五番地	同
同	堀内 信一	一四五三番地	同
同	堀内 勝久	一九〇番地	同
同	堀内 安信	七三六番地	同
同	三浦 朝雄	二五七番地	同
同	堀内 武光	三二八番地	同
監事	霜村 金丸	一〇九五番地	同
同	渡辺 明	三三三番地	同

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年十二月十九日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

別表第一中

一四八	中巨摩郡甲西町鮎沢八六一番地先(町道横町桜井線と町道大井本線との十字路交差点)	甲西中学校北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	---	--------	---------------------

一四八	中巨摩郡甲西町鮎沢八六一番地先(町道横町桜井線と町道大井本線との十字路交差点)	甲西中学校北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	---	--------	---------------------

一四九	中巨摩郡八田村榎原七九三番地先(村道一三三線と村道一二二五号線との十字路交差点)	中央公民館東	平成一四年一月一九日 告示第七七號
-----	--	--------	----------------------

八六	北巨摩郡明野村上手一〇、一四九番地先(村道五号線と村道八号線との十字路交差点)	永井	平成一四年八月一日 告示第四一號
----	---	----	---------------------

八六	北巨摩郡明野村上手一〇、一四九番地先(村道五号線と村道八号線との十字路交差点)	永井	平成一四年八月一日 告示第四一號
----	---	----	---------------------

八七	北巨摩郡双葉町下今井一〇〇番地の七先(町道新町大笠線と町道新町山本線との十字路交差点)	塩崎駅北	平成一四年一月一九日 告示第七七號
----	---	------	----------------------

八八	斐崎市中央町六番九号先(市道斐崎五号線と市道斐崎五二号線との十字路交差点)	J A 梨北斐崎支所前	平成一四年一月一九日 告示第七七號
----	---------------------------------------	-------------	----------------------

六六	北巨摩郡長坂町塚川二、八一九番地八先(県道茅野小淵沢斐崎線と町道富岡南新居線との丁字路交差点)	オオムラサキセンター前	平成一四年八月一日 告示第四一號
----	---	-------------	---------------------

六六	北巨摩郡長坂町塚川二、八一九番地八先(県道茅野小淵沢斐崎線と町道富岡南新居線との丁字路交差点)	オオムラサキセンター前	平成一四年八月一日 告示第四一號
六七	北巨摩郡長坂町小荒間八一六番地の一先(町道小泉駅小淵沢線と町道小荒間第一荒間ガ線との十字路交差点)	三分一湧水西	平成一四年一月一九日 告示第七七號

一四六	東八代郡石和町広瀬七八八番地三先(町道二五三線と農道四号線と農道五号線との十字路交差点)	東八代合同庁舎北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	----------	---------------------

一四六	東八代郡石和町広瀬七八八番地三先(町道二五三線と農道四号線と農道五号線との十字路交差点)	東八代合同庁舎北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	--	----------	---------------------

一四七	東八代郡八代町南二〇二番地先(町道一五八号線と町道一五九号線との十字路交差点)	福祉センター	平成一四年一月一九日 告示第七七號
-----	---	--------	----------------------

一四八	東八代郡一宮町塩田六三一番地の一先(町道金田塩田線と町道国分内久根線との十字路交差点)	塩田橋北詰	平成一四年一月一九日 告示第七七號
-----	---	-------	----------------------

六八	塩山市下塩後五三三番地の一先(市道下塩後三三三線と市道下於曾四二号線との丁字路交差点)	下塩後	平成一四年八月一日 告示第四一號
----	---	-----	---------------------

六八	塩山市下塩後五三三番地の一先(市道下塩後三三三線と市道下於曾四二号線との丁字路交差点)	下塩後	平成一四年八月一日 告示第四一號
----	---	-----	---------------------

六九	塩山市上於第一、二八四番地先(市道上於第一〇号線と市道上於第二号線との十字路交差点)	仲町	平成十四年二月十九日 告示第七七号
----	--	----	----------------------

一四二	富士吉田市竜ヶ丘一丁目一〇番一七号先(市道武蔵三号線と市道西丸尾二号線との十字路交差点)	甲越織物前	平成十四年六月二三日 告示第二九号
-----	--	-------	----------------------

一四二	富士吉田市竜ヶ丘一丁目一〇番一七号先(市道武蔵三号線と市道西丸尾二号線との十字路交差点)	甲越織物前	平成十四年六月二三日 告示第二九号
一四二	富士吉田市上吉田三、七五一番地先(県道山中湖忍野富士吉田線と市道東裏二号線との十字路交差点)	頓堀橋東	平成十四年二月一九日 告示第七七号

二九	北都留郡上野原町上野原五六一 番地先(町道南裏線と町道新町 関山島田線との十字路交差点)	牛倉神社東	平成十四年五月三〇日 告示第二八号
----	--	-------	----------------------

二九	北都留郡上野原町上野原五六一 番地先(町道南裏線と町道新町 関山島田線との十字路交差点)	牛倉神社東	平成十四年五月三〇日 告示第二八号
三〇	北都留郡上野原町上野原一、七 五〇番地の一先(町道中央道北 線と町道中央通り線との十字路 交差点)	関山	平成十四年二月一九日 告示第七七号

七二二 市道 葦崎市中央町一四番一先 二 葦崎 五九・一・一九

に改める。
別表第十中

(柳弥一郎方前)
二号

七二二	市道五号 線	葦崎市中央町六番九号先(JA 梨北葦崎支所前交差点)	二 葦崎	平成十四年二 月一九日 告示第七七号
-----	-----------	-------------------------------	---------	--------------------------

四、九四五	県道四 日市場 上野原 線	北都留郡上野原町鶴島五、四二 五番地先(JAKレイン島田店 北側交差点)	二 上野 原	平成十四年一 月二八日 告示第七三三号
-------	------------------------	--	--------------	---------------------------

四、九四五	県道四 日市場 上野原 線	北都留郡上野原町鶴島五、四二 五番地先(JAKレイン島田店 北側交差点)	二 上野 原	平成十四年一 月二八日 告示第七三三号
四、九四六	村道一 三号線	中巨摩郡八田村榎原七九三番地 先(中央公民館東交差点)	一 小笠 原	平成十四年二 月一九日 告示第七七号

に改める。
別表第十六中

五七六	市道 五号線	葦崎市中央町一番三五号先(岩 下方北側)	二 葦崎	五九・一・一 九 二号
五七七	市道 五号線	葦崎市中央町一四番二号先 (柳弥一郎方南側)	二 葦崎	五九・一・一 九 二号

五七六	削除		葦崎	平成十四年二 月一九日 告示第七七号
五七七	削除		葦崎	平成十四年二 月一九日 告示第七七号

二、一一四	削除		富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一三	削除		富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一二	削除		富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一一	削除		富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号

二、一一四	市道 大溝線	富士吉田市下吉田一、九七四番地先（早川信雄方南側）	富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一三	市道 東裏橋線	富士吉田市上吉田三、七六二番地の先（佐藤悦三方東側）	富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一二	市道 大溝線	富士吉田市下吉田一、九七四番地先（早川信雄方南側）	富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号
二、一一一	市道	富士吉田市下吉田一、九九一番地先（白須正吉方西側）	富士吉田	平成十四年二月十九日 告示第七七号

六〇〇	削除		葦崎	平成十四年二月十九日 告示第七七号
-----	----	--	----	----------------------

六〇〇	町道	北巨摩郡双葉町下今井一〇〇番地の先（武田友良方東側）	葦崎	四九・四・一一 一六号
-----	----	----------------------------	----	----------------

五、四五五	町道	東八代郡一宮町国分字久根七九番地の先（塩田橋北側側道を東進する車両）	石和	五七・一〇・八 四二号
五、五四四	町道	東八代郡一宮町塩田字北中原六三番地の先（塩田橋北側側道を西進する車両）	石和	五七・一〇・八 四二号
五、四五三	町道	東八代郡一宮町塩田字北中原六三番地の先（塩田橋北側側道を南進する車両）	石和	五七・一〇・八 四二号

三、六〇三	削除		小笠原	平成十四年二月十九日 告示第七七号
三、六〇二	削除		小笠原	平成十四年二月十九日 告示第七七号
三、六〇一	削除		小笠原	平成十四年二月十九日 告示第七七号
三、六〇〇	削除		小笠原	平成十四年二月十九日 告示第七七号

三、六〇三	一級 二級 道	中巨摩郡八田村榎原七九四番地の三先（中島栄治方畑北側）	小笠原	平九・三・二四 第二〇号
三、六〇二	九村 五号 道	中巨摩郡八田村榎原八〇〇番地の先（八田村公民館東側）	小笠原	平九・三・二四 第二〇号
三、六〇一	九村 五号 道	中巨摩郡八田村榎原七四九番地の三先（石丸武夫方畑西側）	小笠原	平九・三・二四 第二〇号
三、六〇〇	一級 二級 道	中巨摩郡八田村榎原八六三番地の先（広田信行方南側）	小笠原	平九・三・二四 第二〇号

五、四五三	削除		石和	平成一四年二月一九日 告示第七七号
五、四五四	削除		石和	平成一四年二月一九日 告示第七七号
五、四五五	削除		石和	平成一四年二月一九日 告示第七七号

五、六七九	町道	東八代郡一宮町塩田字北中原六三番地の二先（塩田橋北詰北進する車両）	石和	五七・一二・一五四号
五、六七九	削除		石和	平成一四年二月一九日 告示第七七号

七、九二二	市道	塩山市上於曾一、二七九番地先（正覚寺北東交差点・東進する車両）	塩山	平二・一・一一号
七、九二三	市道	塩山市上於曾一、三六五番地の二先（中村種苗店北側）	塩山	平二・一・一一号

七、九二二	削除		塩山	平成一四年二月一九日 告示第七七号
七、九二三	削除		塩山	平成一四年二月一九日 告示第七七号

九、二五六	町道	北巨摩郡双葉町岩森一、五五五番地先（網倉利己東側・南進車両）	葦崎	六一〇・一・二六 告示第三号
-------	----	--------------------------------	----	-------------------

九、二五六	削除		葦崎	平成一四年二月一九日 告示第七七号
-------	----	--	----	----------------------

一〇、一六二	町道	北都留郡上野原町上野原一、七五〇番地の一先（安藤尤一方南側・西進車両）	上野原	平成一三年二月一五日 告示第四号
一〇、一六三	町道	北都留郡上野原町上野原一、七六四番地の一先（田家正夫方南側・東進車両）	上野原	平成一三年二月一五日 告示第四号

一〇、一六二	削除		上野原	平成一四年二月一九日 告示第七七号
一〇、一六三	削除		上野原	平成一四年二月一九日 告示第七七号

一〇、五六八	町道湖線	北都留郡上野原町鶴島五、四二五番地先（JAKクレイン島田店北側・西進車両）	上野原	平成一四年一月二八日 告示第七三三号
--------	------	---------------------------------------	-----	-----------------------

一〇、五六八	町道湖線	北都留郡上野原町鶴島五、四二五番地先（JAKクレイン島田店北側・西進車両）	上野原	平成一四年一月二八日 告示第七三三号
一〇、五六九	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田四四九番地先（若宮二三雄方東側・北	南甲府	平成一四年二月一九日

一〇、五八二	市道	都留市桂町七三一番地の一先 佐藤紀一方南側・北進車両)	都留	平成十四年二月十九日
一〇、五八一	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三三〇番地の四先(山本利夫方西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五八〇	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三二二番地の二先(小野徳彦方所有地北側・西進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七九	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三六七番地の一先(フレグランススクボ夕東側・北進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七八	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三六八番地の七先(竜王町所有児童公園東側・北進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七七	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田一、一五七番地の一先(野島武義方東側・北進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七六	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三八〇番地の二先(小野晴彦方西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七五	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田一、一〇二番地の八先(丸山孝方東側・北進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七四	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三八四番地の一二先(育英セミナー西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七三	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田三八七番地の一五先(メゾール52西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七二	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田二八九番地先(新津和雄方西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七一	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田一、〇八一番地の三先(新津方倉庫東側・北進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日
一〇、五七〇	町道	中巨摩郡竜王町富竹新田四二七番地の一先(岡田昌博方所有宅地西側・南進車両)	南甲府	平成十四年二月十九日

に改める。

告示第七七号

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十二月十八日までとする。

平成十四年十二月十九日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	遊技機の種類及び区分 型式名 は製造業者名入	二〇〇七九〇
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	遊技機の種類及び区分 型式名 は製造業者名入	二〇〇七八八
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一五番七号	遊技機の種類及び区分 型式名 は製造業者名入	二四〇七四一
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄	遊技機の種類及び区分 型式名 は製造業者名入	二〇〇七六一

株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目 四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オアーゼ	株式会社 パイオニ	二四〇四九四
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目 四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	パトントンク	株式会社 パイオニ	二四〇五二二
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)	ICP R・マ ス ンX	株式会 社 平和	二〇〇七五四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物)	ICP R・マ ス ンYJ	株式会 社 平和	二〇〇七四七

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番